

常勤役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本自動車輸送技術協会定款第33条第1項の規定に基づき、常勤の役員(以下「役員」という。)の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 役員報酬は、月額のみとし賞与は支給しない。
月額の報酬額は、第4条の規定に基づく年間報酬額を12で除した額とする。

(報酬の支払)

第3条 役員報酬は、毎月25日(その日が休日に当たるときは、その前日において、その日にもっとも近い休日でない日)に支給する。ただし、法令に基づき控除すべき金額がある場合には、月額報酬額からその金額を控除して支払うものとする。

(年間報酬額)

第4条 役員の年間基本報酬額は1,200万円に役職に応じて次の各号に掲げる係数を乗じたものとする。

専務理事	1.25
常務理事	1.15
理事	1.00

2 各年度における役員の年間報酬額は、経験・能力等を考慮して年間基本報酬額の上下10%の範囲内で会長が定める。会長職については、職責及び勤務形態に鑑み専務理事の年間報酬額の65%、副会長については、同 62.5%程度とする。

(報酬の日割計算)

第5条 月の途中において役員として就任し又は退任・解任された場合には、日割計算で報酬を支給するものとする。ただし、死亡したときは、その月までの報酬を支給することができる。

2 前項の日割計算は、月額報酬額を当該月の休日以外の日数で除して得た額とする。

(端数処理)

第6条 報酬の支給額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り下げるものとする。

(通勤手当)

第7条 役員には、役員報酬の他に通勤手当を支給する。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 役員報酬規程(平成16年3月19日)は、本規程の実施日をもって廃止する。

非常勤の役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本自動車輸送技術協会定款第16条各項並びに第33条第2項及び第3項の規定に基づき、非常勤の役員及び評議員(以下「役員等」という。)に対する報酬の支給及び費用の支払いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給)

第2条 役員等がその業務を実施した場合には、別表1に定める区分により、その5営業日以降の最も早い、毎月5日、15日又は25日(その日が休日に当たるときは、その前日において、その日に最も近い休日でない日)に支給する。

2 前項の規程にかかわらず、役員等が理事会又は評議委員会に出席した場合には、別表2に定める区分により、その出席時に支給する。

(費用の支払い)

第3条 前条とは別に、役員等には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

2 前項の費用については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(改正)

第4条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則 (平成25年5月30日)

この規程の別表1及び別表2の改正は平成25年5月30日から適用する。

別表1

区 分	業 務 謝 金 (日 額)
会 長 、 副 会 長	6 1 , 8 9 5 円
上記以外の役員、評議員	5 1 , 5 7 9 円

(注) 法令に基づき控除すべき金額があるときは、その金額を控除して支給するものとする。

別表 2

区 分	出 席 謝 金 (1 回)
会長、副会長、評議員会議長	22,370円
上記以外の役員、評議員	12,450円

(注) 法令に基づき控除すべき金額があるときは、その金額を控除して支給するものとする。